

著作者の政治的傾向を誤解される形で著作物を利用する行為が、著作者人格権を侵害するものとみなされた事例（天皇似顔絵無断利用事件）

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 平成 25 年 12 月 11 日
【事 件 番 号】 平成 25 年（ネ）第 10064 号
【事 件 名】 損害賠償等請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 著作権法 23 条・113 条 6 項
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25446104

事実の概要

有名漫画家 X（第一審原告・被控訴人）の制作した漫画作品の著作権の管理等を行う訴外 A 社の運営するウェブサイトでは、同サイトで X の作品を購入した顧客に対し、その希望する人物の似顔絵を X が色紙に描き、これを贈与するという販促サービスを提供していた。

上記サイトで原告の作品を購入した Y（第一審被告・控訴人）に対して X は、上記販促サービスの趣旨に従い、昭和天皇及び今上天皇の似顔絵を各 1 枚（以下「本件似顔絵」）描き、A 社がこれを Y に送付・贈与した。

Y は、Twitter のサイト（以下「本件サイト」）に、「天皇陛下にみんなでありがとう伝えたい。陛下の似顔絵を描いてくれるプロのクリエイターさん。お願いします。クール JAPAN なう、です。」と投稿し、その後、本件似顔絵のうちの 1 枚を撮影した写真を Twitpic という画像投稿サイトにアップロードした上、本件サイトに「陛下プロジェクトエントリーナンバー 1、A。海猿、ブラックシジャックによろしく、特攻の島」と投稿して、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示した。また、同日に本件似顔絵のうちの残る 1 枚を撮影した写真を上記画像投稿サイトにアップロードした上、本件サイトに「はい応募も早速三通目！盛り上がって来たねえ陛下プロジェクト。なんとまた A さんの作品だ！なんか、萌えますな。萌え陛下。」と投稿して、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示した（以下「本件行為 1」）。

これに対し、X が、「お客様のリクエストには極力お応えするのですが、政治的、思想的に利用するのはご遠慮ください。あくまで個人的利用の範囲でお応えしたイラストです。」と投稿したところ、Y は、「あ、はいゴメンなさい。賛同していただけたと思ったのですが、届きませんでしたか ... ごめんなさい。消します。」と投稿し、その後、本件似顔絵の写真を上記画像投稿サイトから削除した。

しかし Y は、同月本件サイトに、「毒をもって毒を制すということで、大手マスコミと同じ手法を取ってみた。」「どんな手を使っても注目を集めて伝えたいことがあるんです。」「A さんにも○害予告されましたし、あちこちから狙われてますので w 俺の交友範囲は右から左、官から暴、聖から貧まで幅広いですが、危険情報ばかり流しているので ... アブナイ JAPAN というのに少しまとめてありますので、アホかと思ったら together で検索を。」などと投稿した（以下「本件行為 2」）。

なお、本件サイト及び上記画像投稿サイトにおける Y の上記投稿内容は、Y により特にブロックされた者以外の者において自由に閲覧することができる設定とされていた。

本件における争点は、(1) 本件行為 1 が著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（113 条 6 項の名誉声望）を侵害するか、(2) 本件行為 2 は名誉毀損であるか、及び (3) 損害額である。

原審¹⁾（東京地判平 25・7・16 平成 24 年（ワ）第 24571 号、損害賠償等請求事件、LEX/DB 文献番号 25445743）は、Y による公衆送信権及び著作者人

格権の侵害並びに名誉毀損をいずれも認め、不法行為による損害賠償合計 50 万円及びこれに対する遅延損害金の限度で X の請求を認容し、その余の請求を棄却したところ、Y が上記請求認容部分を不服として控訴したのが本件である。

判決の要旨

以下では後に解説する争点 (1) の著作者人格権の侵害判断（著作権法 113 条 6 項の該当性）に関わる判旨のみを原審の判決文から紹介する。

「1 争点 (1) (本件行為 1 についての違法性及び責任) について

(1) 本件似顔絵は、原告が昭和天皇及び今上天皇の似顔絵を創作的に描いたものであって、美術の範囲に属するものであるから、原告は、これにつき著作権及び著作者人格権を有するものと認められる。

(2) 前記前提事実 (6) のとおり、被告が本件似顔絵の写真を投稿した画像投稿サイトの投稿内容は、被告により特にブロックされた者以外の者において自由に閲覧することができる設定とされていたところ、被告は、これに上記写真をアップロードしたのであるから（本件行為 1）、これにより、原告が本件似顔絵について有する著作権（公衆送信権）を侵害したものであるべきである。

(3) また、前記前提事実 (4) によれば、被告は、自作自演の投稿であったにもかかわらず、被告が本件似顔絵を入手した経緯については触れることなく、あたかも、被告が本件サイト上に『天皇陛下にみんなでありがとうを伝えたい。』『陛下プロジェクト』なる企画を立ち上げ、プロのクリエイターに天皇の似顔絵を描いて投稿するよう募ったところ、原告がその趣旨に賛同して本件似顔絵を 2 回にわたり投稿してきたかのような外形を整えて、本件似顔絵の写真を画像投稿サイトにアップロードしたものである（本件行為 1）。本件似顔絵には、『C 様へ』及び『A』という原告の自筆のサインがされていたところ、『C 様』は、被告が本件サイトにおいて使用していたハンドルネームであった（乙 2 の 1・2、弁論の全趣旨）。

上記の企画は、一般人からみた場合、被告の意図にかかわらず、一定の政治的傾向ないし思想的立場に基づくものとの評価を受ける可能性が大きいものであり、このような企画に、プロの漫画

家が、自己の筆名を明らかにして 2 回にわたり天皇の似顔絵を投稿することは、一般人からみて、当該漫画家が上記の政治的傾向ないし思想的立場に強く共鳴、賛同しているとの評価を受け得る行為である。しかも、被告は、本件サイトに、原告の筆名のみならず、第二次世界大戦時の日本を舞台とする『特攻の島』という作品名も摘示して、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示したものである。

そうすると、本件行為 1 は、原告やその作品がこのような政治的傾向ないし思想的立場からの一面的な評価を受けるおそれを生じさせるものであって、原告の名誉又は声望を害する方法により本件似顔絵を利用したものとして、原告の著作者人格権を侵害するものとみなされるということができる。」

判例の解説

一 著作者の名誉声望の保護

人はみずから創作したものに対してこだわりや思い入れがあり、そのようなこだわりが損なわれたり、社会的な評価が低下するような形で作品が利用されることにより人格的利益が害されるおそれがある。そこで著作権法は、著作者のそのような人格的利益を保護する権利として、公表権（18 条）、氏名表示権（19 条）、同一性保持権（20 条）を規定している。さらに、18 条ないし 20 条に該当する侵害行為でないとしても、著作者の名誉声望を害する方法により著作物を利用した場合には著作者人格権の侵害とみなすという規定（113 条 6 項）を設けている。

113 条 6 項の立法趣旨は「著作物を創作した著作者の創作意図を外れた利用をされることによってその創作意図に疑いを抱かせたり、あるいは著作物に表現されている芸術的価値を非常に損なうような形で著作物が利用されたりすることを防ぐこと」であるとされる²⁾。

著作者の名誉声望を害する方法により著作物を利用する例として、①芸術作品である裸体画をヌード劇場の立看板に使う場合、②香り高き文芸作品を商業ベースの広告・宣伝文書の中に収録する場合、③芸術的な価値の高い美術作品を名もない物品の包装紙に複製する場合、④極めて荘厳な宗教音楽を喜劇用の楽曲と合体して演奏する場

合、⑤言語の著作物を悪文の例として利用する場合が挙げられている³⁾。

著作者の名誉声望の意味に関して最高裁判所は、「著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれない⁴⁾」としている。そのため、上記例のうち、⑤のみが名誉侵害に関連するものであり、①～④はいずれも113条6項の例としては適切ではないという指摘がある⁵⁾。

著作物の同一性を害せずそのままの形で利用する行為であっても本項により侵害とみなされる可能性があることや、113条6項の侵害行為は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金又はこれを併科され(119条2項1号)、罰則がない民法上の不法行為や、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処される刑法上の名誉毀損罪(刑法230条)より重い刑事罰が科されることを考えると、113条6項の保護法益としての名誉声望とは、著作者の客観的な社会的評価を指すと理解するのが妥当であり、著作物利用に関する利用者の予測可能性も確保できるといえる。たとえ著作者の「創作意図」に外れた利用であっても、著作者の社会的な名誉声望が害されなければ113条6項に該当しないことになるので、上記例①～④の場合も、利用したことにより著作者の社会的な名誉声望が害されることが要件になる。

著作者の名誉声望を害する方法による利用行為であるためには、具体的に客観的な社会的評価が害されたことを立証する必要はなく、社会的にみて著作者の名誉声望を害するおそれがあると認められるような行為であれば足りる⁶⁾。また、著作物を利用して著作者の名誉声望を害する行為についての規定であるので、著作物の利用行為がない場合には本項の適用はなく⁷⁾、著作物の利用行為があったとしても、名誉声望を害するものでなければ、本項違反とはならない。

二 113条6項が争われた裁判例——115条の名誉回復措置との関係

これまで113条6項が争われた裁判例は多くなく、そのほとんどは同一性保持権侵害がともに主張されてきた。

①九州雑記事件(東京地判昭52・2・28昭和44年(ワ)第1528号、無体集9巻1号145頁)では、16ミリの映画フィルムを8ミリフィルムに縮小制作した被告に対して同一性保持権侵害を認めず、「16ミリカラーフィルムで表現された著作者の創作意図に変更を及ぼし、ひいて著作者の人格的利益を害するものとは解されない」として、113条6項適用も認められなかった。

②目覚め事件(東京地判平5・8・30昭和63年(ワ)第6004号、知財集25巻2号310頁)では、ルポルタージュ風の読み物を被告がテレビドラマ化する際の基本的なストーリー変更等が、「原告の創作意図に反する利用」として同一性保持権侵害であり、「女性の自立、女性の権利擁護のための著述活動、社会的活動を行って来た原告の名誉又は声望を害する方法による原告著作物の利用」であるとして、113条6項の著作者人格権を侵害したものとみなされるとして、謝罪広告を命じた。

③駒込大観音事件控訴審(知財高判平22・3・25平成21年(ネ)第10047号、判時2086号114項)では、著作者の死後に観音像の仏頭部をすげ替えた行為に対して、著作者であるRが生存しているとしたならば、同一性保持権の侵害となるべき行為であり、「Rが社会から受ける客観的な評価に影響を及ぼす行為である」とし、113条6項の「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当すると判断し、事実経緯の周知広告を命じた。

同一性保持権侵害は著作者の「意に反する利用」があれば認められるので、著作者人格権侵害の成否だけが問題になる場面では、著作者が立証責任を負う「名誉声望の毀損」が要件となっている113条6項の適用を重ねて求める実益はない⁸⁾。しかし、上記②目覚め事件及び③駒込大観音事件控訴審(及び原審)のように、名誉声望回復措置等(115条)として謝罪広告等を請求する場合には、113条6項の適用を重ねて求めることになる。

法115条は、「著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる」と規定している。著作者や実演家の死後には遺族による名誉回復等の措

置請求も可能である（法 116 条）。

文言上は、名誉声望の毀損は要件ではなく⁹⁾、著作者人格権侵害があったことが訂正その他名誉回復等の措置の要件となっているため、たとえば、著作者の「意に反する」改変がされれば著作者人格権である同一性保持権の侵害として本条の要件を満たし、名誉回復等の措置を請求できると読める。しかし、「訂正」措置は名誉声望が毀損された場合に限らず請求できるとしても、「その他の名誉声望を回復するために適当な措置」は、その回復の前提として名誉声望を毀損されたことを要件とする¹⁰⁾と思われる。

上記②目覚め事件において裁判所は、著作者の創作意図に反する改変とその利用が著作者の「名誉又は声望を害する」として、同一性保持権侵害と 113 条 6 項のみなし侵害の両方を認め、「原告の社会的な名誉声望を回復するため」の謝罪広告を命じた。

上記③駒込大観音事件控訴審において裁判所は、創作意図にはふれずに、同一性保持権侵害と 113 条 6 項のみなし侵害の両方を認め、著作者が「社会から受ける客観的な評価に影響を及ぼす行為である」ことを理由に、名誉声望を回復するための措置として事実経緯の周知広告を命じた。

三 本判決の意義

113 条 6 項が争われた数少ない裁判例はいずれも、著作物の改変（上記の①九州雑記事件は映画フィルムの縮小制作、②目覚め事件はストーリーの翻案、③駒込大観音事件は仏像仏頭部のすげ替え）を伴う形で著作物を利用した事案であり、同一性保持権の侵害を認めた上で、115 条の名誉回復等の措置のための 113 条 6 項の該当性を肯定した事例（上記②と③）であった。

それに対して本判決は、Y が本件似顔絵を改変することなくそのままの形で利用（公衆送信）した事案であったため、同一性保持権侵害は争われず、113 条 6 項の名誉声望の毀損のみが争われており、115 条の名誉回復措置は主張されていない。

著作物の改変がないとしても、本件似顔絵の入手経緯を明かさず「陛下プロジェクト」という政治的企画の趣旨に X が賛同して本件似顔絵を 2 回にわたり投稿してきたかのような外形を整えて利用したことは、「原告やその作品がこのような政治的傾向ないし思想的立場からの一面的な評価

を受けるおそれを生じさせる」ことであり、著作者の名誉声望の侵害に該当すると認めたことで、113 条 6 項でいう「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」の意味に関する事例を追加し、同一性保持権等の著作者人格権侵害がなくても、著作者人格権侵害とみなされる場合があることを明らかにしたところに意義があるといえよう。

本項が適用された事例は多くなく、また、改変を伴わない著作物のそのままの利用に関して著作者人格権の侵害がみなされたという稀な事案であることから¹¹⁾、今後の実務において先例的価値が高いと思われる。

●——注

- 1) 原審に対する評釈として、小泉直樹「著作者の名誉声望の侵害」ジュリ 1459 号 6～7 頁。
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター、2013 年）755 頁。
- 3) 加戸・前掲注 2）756 頁。
- 4) パロディーモンタージュ事件第二次上告審（最二小判 昭 61・5・30 昭和 58 年（オ）第 516 号、民集 40 卷 4 号 725 頁）。
- 5) 松川実「古河市兵衛の生涯事件：控訴審」『著作権判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣、2009 年）177 頁。
- 6) 加戸・前掲注 2）756 頁。
- 7) 田村善之『著作権法概説〔第 2 版〕』（有斐閣、2001 年）453 頁。
- 8) ただ、名誉声望が毀損されたか否かは慰謝料額の多寡にも影響するだろう。高林龍『標準著作権法〔第 2 版〕』（有斐閣、2013 年）230 頁。
- 9) 法 115 条は「名誉毀損」を要件とはしていないという見解として、半田＝松田編『著作権法コンメンタール 3〔第 2 版〕』（勤草書房、2015 年）602～603 頁〔飯村〕。
- 10) 高林・前掲注 8）265 頁。
- 11) 113 条 6 項が争われた最新の事案として、原告著作物を許可なく複製し、オークションサイト上で他人の商品のオマケとして抱き合わせ販売した行為が、「著作者の名誉声望を害する方法による著作物利用」に該当するかが問題となった事案（東京地判平 28・1・22 平成 27 年（ワ）第 9469 号）がある。裁判所は、「原告 A が、原告著作物を『オマケとして』『お付けします』などと記述されたことによって名誉感情を害されたことは理解できるとしても……原告 A の社会的評価を低下させる行為であるということとはできない」として、著作者人格権のみなし侵害行為に当たらないとした。